

# 令和 6 年 9 月募集の山元町町営住宅

## 一般住宅

住宅名	所在地	建設年度	型式	戸数	階数	単身入居	駐車場	浴槽・風呂釜	エレベーター	家賃（所得による）
つばめの杜住宅（連棟式）	山元町つばめの杜三丁目他	平成24年度～平成27年度	2DK	5	平屋	可	有	有	無	16,000 ～ 37,900
つばめの杜住宅（集合）	山元町つばめの杜一丁目	平成27年度	2DK	1	2階（3階建）	可	有	有	有	14,400 ～ 33,200
桜塚住宅（連棟式）	山元町高瀬字合戦原100番地	平成28年度	2DK	3	平屋	可	有	有	無	14,200 ～ 32,600
町東住宅（連棟式）	山元町坂元字町東1番地	平成27年度	2DK	1	平屋	可	有	有	無	13,800 ～ 31,700
道合住宅（中層集合式）	山元町坂元字道合93番地	平成28年度	2DK	1	1階（3階建）	可	有	有	有	12,400 ～ 28,400

## 一般住宅（2人以上の世帯）

住宅名	所在地	建設年度	型式	戸数	階数	単身入居	駐車場	浴槽・風呂釜	エレベーター	家賃（所得による）
つばめの杜住宅（連棟式）	山元町つばめの杜三丁目他	平成24年度～平成27年度	2LDK	6	平屋	不可	有	有	無	17,900 ～ 44,700
つばめの杜住宅（戸建）	山元町つばめの杜三丁目他	平成24年度～平成27年度	2LDK	2	平屋	不可	有	有	無	22,700 ～ 52,100
つばめの杜住宅（集合）	山元町つばめの杜一丁目	平成27年度	2LDK	1	3階（3階建）	不可	有	有	有	17,500 ～ 40,300
町東住宅（連棟式）	山元町坂元字町東1番地	平成27年度	2LDK	1	平屋	不可	有	有	無	15,700 ～ 36,200
桜塚住宅（戸建式）	山元町高瀬字合戦原100番地	平成28年度	2LDK	1	平屋	不可	有	有	無	19,900 ～ 45,700

## 一般住宅（3人以上の世帯）

住宅名	所在地	建設年度	型式	戸数	階数	単身入居	駐車場	浴槽・風呂釜	エレベーター	家賃（所得による）
つばめの杜住宅（戸建）	山元町つばめの杜三丁目他	平成24年度～平成27年度	3LDK	2	平屋	不可	有	有	無	26,700 ～ 63,800
つばめの杜住宅（集合）	山元町つばめの杜一丁目	平成27年度	3LDK	1	1階（3階建）	不可	有	有	有	21,200 ～ 48,800
桜塚住宅（連棟式）	山元町高瀬字合戦原100番地	平成28年度	3LDK	1	平屋	不可	有	有	無	20,000 ～ 46,000

## 身体障害者向住宅（車イス）

住宅名	所在地	建設年度	型式	戸数	階数	単身入居	駐車場	浴槽・風呂釜	エレベーター	家賃（所得による）
つばめの杜住宅（連棟式）	山元町つばめの杜四丁目他	平成27年度	2DK	1	平屋	可	有	有	無	17,900 ～ 41,300
つばめの杜住宅（戸建）	山元町つばめの杜四丁目	平成25年度	2LDK	1	2階建	不可	有	有	無	23,100 ～ 53,100
桜塚住宅（連棟式）	山元町高瀬字合戦原100番地	平成28年度	2DK	1	平屋	可	有	有	無	15,500 ～ 35,800

※身体障害者向（車イス）住宅は、原則として身体障害者手帳の交付を受け、車イスを常用される方が申し込める住宅です。

### ■申込みから入居までの流れ

申込受付期間：令和6年9月1日（日）～12日（木）※12日の消印有効。郵送受付のみ。  
抽選会：令和6年9月24日（火）15：00～（会場：宮城県住宅供給公社 3階 会議室）  
資格確認：令和6年10月上旬～中旬  
入居説明会：令和6年10月下旬  
入居予定日：令和6年10月31日（木）～（町営住宅入居者は11月1日（金）～）

### ■町営住宅申込用紙に記入し、郵送にてお申込みください。

※住宅団地内の具体的なお部屋の場所は選べませんのでご了承ください。

※震災後の復興事業により整備された住宅のため、新築ではありません。

※ペットの飼育は室内外とも禁止します。（震災前にペットを飼育していた被災者に限り認めています）

※申込みには収入基準などの資格条件があります。

※単身で申込みされる方は、満60歳以上の方など、資格条件があります。

※家賃は入居する世帯構成、所得金額により決定します。（移転対象世帯を除く）

※公営住宅にお住まいの方は申込みできません。（移転対象世帯を除く）

※重複の申込みは失格となります。（申込は一世帯につき1住戸のみです）

※身体障害者向（車イス）住宅は、身体障害者手帳の交付を受け、車イスを常用される方が申し込める住宅です。

### ■抽選方法

- ・抽選器の操作は公社職員が行いますので、欠席されても当落に関係ありません。
- ・名簿登録を行うため、抽選方式は連番制とします。
- ・抽選で落選された方を名簿登録し、仮当選者が辞退した場合に、名簿順に斡旋を行います。

【（例）募集戸数2戸に対し、申込者が10名（抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩）の場合】

抽選により出玉③が出た場合、仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。